**病院実習契約書**

川崎市立多摩病院（以下、「甲」という。）と　　　　　　学校名　　　　　　（以下、「乙」という。）は、乙の実習生及び研修生（以下、実習生という。）の甲施設における　　実習名、実習内容等　　に関し、以下のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条　本契約は、乙が甲の同意と協力を得て、乙に在籍する実習生の実務実習を甲の施設において実施することを目的とする。

（実習の期間及び人数）

第２条　本実習の実施期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの〇日間とする。

２　実習生の人数は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（実施場所）

第３条　本実習の実施場所は甲施設内とする。

（監督・指導者）

第４条　甲は、実習生に対し甲の職員の中から適切な能力を有する指導担当者を選任し、実習に必要な指導、注意勧告を実施させるものとする。

（規則遵守の徹底）

第５条　乙は、実習生が実習を行うにあたり、事前に甲が定めた諸規則・心得等を遵守し、かつ実習指導者の指示に従うように実習生を指導しなければならない。

（実習費）

第６条　乙は甲に対し、実習費として1人1日あたり金　　　　円（消費税込み）を、甲が指定する銀行口座に第2条に規定する本実習の実施期間の末日が属する月の翌月末日までに振り込むものとする。

（健康管理）

第７条　乙は甲に対し、実習開始前に実習生の健康状態を記載した書類を提出するものとする。

特に、感染症に対しては、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎の抗体価を明確にし、実習開始前に感染症

抗体価報告書を提出するものとする。

２　インフルエンザ流行期に実習を行う場合、乙は実習生に対し、実習開始前にインフルエンザ予防接種を受けさせるものとし、甲へ証明書を提出するものとする。

３　栄養学実習を行う場合、乙は甲に対し、実習開始前に腸内細菌検査（赤痢菌、サルモネラ菌（腸チフス、パラチフスを含む）、腸管出血性大腸菌O-157、腸炎ビブリオ）を受けさせるものとし、甲へ証明書を提出するものとする。

４　本契約書に定める実習にあたって実習生の健康状態に問題が生じた場合には、甲の判断により実習生の

実習を中断または中止することができる。

（感染管理）

第８条　甲は、乙及び実習生に対し、院内における感染管理上、必要な措置を講ずることができるものとする。

２　乙は、実習生に対し、甲の感染防止対策指針、その他のマニュアルを遵守するよう指導しなければならない。

（守秘義務）

第９条　乙は実習生に対し、実習期間中に甲から提供された資料、情報及び本実習に関連して知り得た甲の保有・管理する資料、情報（これらを以下、「個人情報等」という。）を無断で第三者に開示、漏洩しないよう指導するものとする。

２　前項に基づき、乙は実習生に対し、個人情報等の保護に関する取扱いについて説明文書をもって十分に説明し、実習生の了解のもとに個人情報等の保護に関する誓約書を提出させるものとする。

３　乙は実習生に対し、実習終了後も個人情報等の保護を徹底するよう指導監督する。

（賠償責任保険）

第10条　乙はあらかじめ実習生を賠償責任保険に加入させなければならない。

（損害賠償）

第11条　実習生の故意または過失により、甲に事故、器物破損、機密情報の漏洩その他損害を与えた場合は、乙は甲に対し、実習生と連帯してその賠償責任を負うものとする。

２　実習生の故意または過失により、甲以外の第三者に損害を与えた場合には、乙は当該第三者に対し、実習生と連帯してその賠償責任を負うものとする。

３　実習期間中に、乙および実習生に何らかの損害が生じた場合、甲は故意または過失がある場合を除き、その損害を賠償する責を免れる。

（契約の解除）

第12条　甲は、乙または実習生が、甲の定める甲施設内における規則・規程及び本契約に定める義務に反する行為をした場合には、催告を要せず直ちに本実習を終了させるとともに、本契約を解除することができる。

２　甲が契約を解除した場合には、契約無効の効力は契約成立時に遡及せず、解除日から生ずるものとする。

　但し、解除は甲の第11条の損害賠償請求権に影響を及ぼさないものとする。

３　第1項による契約の解除をした場合でも、甲は、第6条に定める実習費の請求権を失わないものとす

る。

（管轄裁判所）

第13条　本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義）

第14条　本契約に定めのない事項、及び本契約に定める事項に疑義が生じた場合には、その都度甲、乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各々1通を保管する。

令和〇年〇月〇日

甲　神奈川県川崎市多摩区宿河原1-30-37

　　川崎市立多摩病院　病院長　長島　悟郎　　　　印

乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印